

令和6年度 宇都宮市空き家再生支援事業補助金 補助要件確認表

『宇都宮市空き家再生支援事業補助金』を受けようとする場合、まず、以下の基本要件すべてに合致するかをご確認ください。なお、以下の基本要件を満たして補助金の申請を行おうとする場合は、「交付申請書」にこの確認表を添付のうえ、申請期限までに生活安心課までご提出ください。

■ 申請受付期間 令和6年4月1日（月）から令和6年6月28日（金）まで

基本要件		確認欄
<b>1 補助対象者である（以下のすべてを満たす者）</b>		
①当該空き家の所有者等と賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する地域活動団体又は法人、個人である。（地域活動団体は取得も可。） ※賃貸借契約書等使用及び改修等する権利を証明する書類を持っているなど。		
②宇都宮市の市税に滞納がない。		
③申請者が改修工事等を行う空き家を10年以上管理、活用、運営できること。 ※交付申請した事業内容を10年以上行うこと。		
④暴力団員又は暴力団関係者ではない。		
<b>2 当該空き家が補助対象物件である（以下のすべてを満たすこと）</b>		
①昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事を行うこと。 ※所要の耐震性能を確保することが必要と診断されたものを、その診断結果に基づいて工事（上部構造の総合評点を1.0以上にするもの）をするもの。		
②所有権以外の私権が設定されていない。		
③所有者等が市税の滞納をしていない。（地域活動団体が取得した場合は除く。）		
<b>3 補助金の対象となる工事を行う</b>		
①耐震補強が必要な場合、耐震補強工事を行うこと。		
②滞在体験施設及び交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設その他地域の活性化に資するための改修工事である。 ※例：集会所、コミュニティカフェ、高齢者サロン、田舎暮らし体験施設、ギャラリー、アート教室、寺子屋等の営利を目的としない公益性のある事業。		
②宇都宮市内の事業者が行う工事である。		
③令和7年1月末までに改修工事を完了できる。		

「代理受領制度」について

空き家の改修に係る工事代金の補助金を、行政から直接解体事業者に支払う制度です。代理受領を選択することにより、申請者等から工事事業者に支払う工事代金の負担を軽減することができます。

上記「基本要件」の内容を確認しました。

令和 年 月 日

申請者氏名：

■ 申請の流れ

